

「福祉避難所」をご存じですか？

- ・大規模な災害によって甚大な被害が発生し、自宅での生活が困難な場合、私たちは市内の小・中学校などの地域防災拠点で避難生活をおくることになります。
- ・高齢者、障がい児・者、妊産婦、乳幼児などの要援護者のうち、体育館などでの避難生活に支障がある方には、各地域防災拠点で要援護者向けのスペースを確保することになっています。
- ・それでも、地域防災拠点での避難生活が難しいと判断された方を受け入れるための二次的な避難所が「福祉避難所」です。

- ▶福祉避難所へは、本人・家族が直接避難することはできません。区より保健師や看護師などの専門職が拠点を訪問し、必要と判断された方のみ福祉避難所へ避難することになります。
- ▶地域防災拠点からの移動は、本人・家族などによる移動が原則です。

